

新居浜市

シルバーくらしの手引き



新居浜市地域包括支援センター

新居浜市  株式会社サイネックス

いつでも！誰でも！どこからでも！

新居浜市 シルバーくらしの手引き

電子ブック案内



タブレット



パソコン



スマートフォン



2025年6月より公開



電子ブックはこんなときに活用できます



このまちの
手続きを知りたい



冊子が
見つからない

ブックマークは
こちらから



「シルバーくらしの手引き」の使い方

必要なサービスについての問い合わせ先が知りたいときにご活用ください。

介護保険サービスをはじめとする、公的な医療・福祉サービス、介護保険外の社会資源等をまとめたものです。利用には各制度に応じた利用条件があります。詳細はそれぞれの窓口にお問い合わせください。

なお、掲載している情報に関しては、変更や廃止になっている場合もあります。ご利用の際には事前にご確認ください。

介護保険制度の利用を希望する場合は、要介護(要支援)認定の申請が必要です。

対 象 者: ①65歳以上の方

②40歳以上の特定疾病患者で、健康保険に加入されている方

相談窓口: 介護福祉課・地域包括支援センター

お問い合わせ

地域包括支援センター

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

☎0897-65-1245

介護福祉課 ☎0897-65-1241

地域包括支援センター
では相談・申請代行など
も行っています。



「シルバーくらしの手引き」は「あいさんとはまちゃんのケアポータル」からダウンロードもできます。



PPK体操のほか、イベントや介護予防に関する情報も載っています。
ぜひ覗いてみてください♪

アクセスは
こちら





新居浜市 INDEX

介護予防事業 4

元気もりもり教室(一般高齢者介護予防教室)、健康長寿地域拠点づくり事業(PPK体操)、介護予防訪問相談

介護保険サービス 5～6

生活の場 7～8

市営住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム

生活の支援 9～14

配食、買い物、移動・移送、家事、訪問理美容、理容サービス協力店、ごみ出し、車いす貸し出し、空き家、その他の困りごと

社会参加の場 15～16

地域で元気に過ごしたい、働きたい・役立ちたい、学びたい、シニア交流センター

交通 17

運転免許証自主返納支援制度、地域福祉バス、おでかけタクシー

安心・安全 18～19

家具等固定加速化の支援、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、救急医療情報キット(命のボタン)、見守りに役立つ社会資源

認知症 20

認知症サポーター養成講座、認知症高齢者見守りSOSネットワーク

介護者支援 21

介護者慰労金支給事業、紙おむつ支給事業、理美容サービス事業

生活の補助22 ~ 23

居宅生活動作補助用具(住宅改修)、日常生活用具、補装具の給付・修理、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、移動支援事業、手話通訳者の設置、声の市政だより、声の図書室、点字郵便料金の免除



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

医療24

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、高額療養費の支給、入院時の食事代標準負担、自立支援医療、重度心身障がい者医療、在宅歯科医療

健診25

特定健康診査、後期高齢者健康診査、成人歯周病検診、一日人間ドック、がん検診、後期高齢者歯科口腔健康診査

保健26

特定保健指導、健康手帳の交付、訪問指導、健康相談、食生活改善推進協議会地区組織活動

生活(金銭管理等)27

生活福祉資金貸付事業、生活保護、心身障がい者扶養共済制度、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)、消費者トラブルの相談、成年後見制度利用の相談

終末28

おくやみコーナー、葬祭費の支給

相談窓口一覧29 ~ 31

バリアフリーリフォームのコツ32~33

病院・医院マップ34~35

介護の知識36



元気もりもり教室(一般高齢者介護予防教室)

自宅でできる体操やお口の健康、栄養バランスのよい食事、認知症予防などについて学ぶ教室を開催します。参加者同士の交流で仲間もできます。

▶対象者 65歳以上の方

▶利用料 無料

*圏域ごとに市内4か所で開催、週1回2時間程度の全13回のコース学習です。

*事前のお申込みが必要です。

健康長寿地域拠点づくり事業(PPK体操)

自治会館などの通いの場(拠点)に週1回集まって、DVDを見ながら「にいはま元気体操介護予防編PPK体操」を行います。ご近所の仲間と楽しく健康づくり、仲間づくりを目指します。

▶対象者 参加してみたい方なら誰でも

▶場 所 自治会館等

(*お近くの開催場所を知りたい方はお問い合わせください)

▶利用料 無料

介護予防訪問相談

医療・福祉の専門職等がご自宅に訪問し、日常生活に関する相談にお答えし、支援・アドバイスを行います。

▶対象者 概ね65歳以上の方

(*まずは地域包括支援センターにご相談ください)

▶利用料 無料

▶訪問回数 原則1回

(ただし必要に応じて複数回訪問することもあります)



介護保険サービス



介護認定を受け、要支援または要介護状態であると認定された場合、以下のようなサービスを受けることができます。

□ 自宅で利用するサービス

訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活上の支援を行います。
訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、入浴の介助をします。
(介護予防) 訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等の専門職が訪問し、リハビリテーションを行います。
(介護予防) 訪問看護	看護師等が訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時訪問を行います。
(介護予防) 居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が訪問し、療養上の管理や指導をします。

□ 自宅から通う(泊まる)サービス

通所介護 (デイサービス)	通所介護施設に通い、日常生活上の支援や、機能訓練等を日帰りで行います。
(介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療施設に通い、食事・入浴・排泄等の介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
(介護予防) 短期入所生活・療養介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練等を行います。
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の支援や機能訓練等を日帰りで行います。
認知症対応型通所介護	認知症の方に対し、食事・入浴等の介護や機能訓練等を日帰りで行います。

□訪問と通所を組み合わせたサービス

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	施設への通いを中心に、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護や医療・看護のケアを提供します。

□生活の環境を整えるサービス

(介護予防)福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。
(介護予防)福祉用具販売	特定の福祉用具を指定事業者から購入した場合、購入費が支給されます。 *申請が必要です。
(介護予防)住宅改修	手すり設置や段差解消などの住宅改修をした場合、改修費が支給されます。 *事前の申請が必要です。

□生活の場を移して利用するサービス

介護老人保健施設	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。
介護老人福祉施設	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の支援や介護を提供します。
介護療養型医療施設	長期の療養を必要とするための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーション等を提供します。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴等の介護や機能訓練等を行います。
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の支援、機能訓練等を提供します。
(地域密着型) 特定施設入所者生活介護	有料老人ホーム等に入居している人へ、日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

介護保険サービスをご利用の方は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

介護保険サービスの利用には、要介護(要支援)認定の申請が必要です。まずは次の課所にご相談ください。

・介護福祉課 ☎65-1241 ・地域包括支援センター ☎65-1245



市営住宅

問 建築住宅課 ☎65-1277 市営住宅管理グループ ☎47-5218

- ▶ 対象者 市民一般(収入の制限などがあります)
- ▶ 利用料 入居者本人の収入や世帯状況に応じて

軽費老人ホーム(A型)

問 宝寿園 新居浜市荷内町2-21 ☎46-2080

60歳以上の高齢者が、低額な料金で入所する施設です。

- ▶ 対象者 60歳以上で自宅において生活することが困難な方
- ▶ 利用料 本人の収入に応じて

軽費老人ホーム(ケアハウス)

問 ファミリア	船木甲2216-29	☎40-2001
白寿	清住町1-37	☎46-5252
夢テラス	西の土居町2-8-12	☎33-4477
プラチナガーデン	一宮町2-6-72	☎31-3377

60歳以上の高齢者が、低額な料金で入所する施設です。

- ▶ 対象者 60歳以上で自宅において生活することが困難な方
- ▶ 利用料 本人の収入に応じて

* 申し込みや詳細は直接各施設へお問い合わせ下さい。

養護老人ホーム

問 介護福祉課 ☎65-1241

- ・慈光園 新居浜市西の土居町1-6-20 ☎32-4325
環境上の理由や経済的理由により、自宅で生活することが困難な65歳以上の方が入所する施設です。
- ▶ **利用料** 本人の収入や扶養義務者の市民税及び所得税額に応じて

□ 高齢者ショートステイ事業

家族の病気や入院、冠婚葬祭などの理由で高齢者の養護ができない場合に、養護老人ホームに短期入所して日常生活上のサービスを受けます。

- ▶ **対象者** 65歳以上の高齢者で、要介護の認定が自立判定の方
- ▶ **利用料** 光熱水費実費負担 1日350円
食材料費実費負担 1日1,050円
*利用は、原則として7日間以内
(但し申請にて年間30日を限度として延長可)

サービス付き高齢者住宅

- ▶ **対象者** 60歳以上で介護の必要がない、比較的元気な高齢者の方。

有料老人ホーム

- ▶ **対象者** 60歳以上で自立から要介護5までの高齢者の方。ただし、自立型、介護専用型、混合型で入居要件が異なります。

* 申し込みや詳細は直接各施設へお問い合わせ下さい。



生活の支援



配食

	名称	電話番号	内容・条件等
1	倫理生活指導センター	67-1920	・昼食・夕食の弁当を自宅にお届け ・刻み食、ごはん柔らかめ等の対応可 ・週1回から可、安否確認サービス有り
2	新居浜給食センター (いづつ)	34-3434	・昼食・夕食の弁当を自宅にお届け ・週3日以上連続利用、一か月以上継続 ・食器は回収
3	宅配クック123	33-0123	・昼食・夕食の弁当を自宅にお届け ・カロリー食、刻み食、やわらかめ等の対応可 ・週1回から可、安否確認有り
4	まごころ弁当	47-0142	・昼食・夕食の弁当を自宅にお届け ・カロリー食、刻み食、やわらかめ等の対応可 ・一食だけの注文も可、安否確認サービス有り
5	たいこう	32-9969	・昼食・夕食の弁当を自宅にお届け ・おかずのみも可、食器は回収
6	コープえひめ	0120-300-065	・夕食の弁当を自宅にお届け(月～金) ・おかずのみも可、食器は回収 ・1週間単位、隔週や月に1週のための利用も可
7	ワタミの宅食	0120-61-7070	・夕食の弁当を自宅にお届け ・月～金の5日分もしくは土日祝日含む7日分 ・おかずのみも可 *配達地域制限あり、土日祝日は冷凍
8	ヨシケイえひめ	0120-54-2012	・冷凍弁当3食セット、2食セット ・電子レンジ対応 ・カロリー食もあり
9	七つ葉のクローバー	0120-41-6653	・冷蔵、真空パックで自宅にお届け ・おかずのみ、医療食、介護食も可 ・1日2食、週5日以上で注文
10	健康食工房まる	080-8633-4678	・昼食弁当を自宅にお届け ・受付は前日の11:00～17:00まで *配達は川東地区、国領川河川敷(その他は要相談)
11	けんたくん	0120-250-307	・昼食・夕食の冷凍弁当を自宅にお届け ・おかずのみ、健康管理食、カロリー制限食、たんぱく制限食、やわらか食等の対応可
12	日清医療食品の食宅便	0120-8149-39	・7食を冷凍で自宅にお届け ・塩分ケア、塩分プラスカロリーケア、たんぱくケア対応 ・らくらく定期便は毎週・隔週・月一のサイクルでお届け
13	メディカルフード サービスのやわらか食	0120-732-500	・6食お試しセット、週6～14食定期コースが冷凍で宅配 ・ムース食、減塩食あり
14	ウェルネスダイニングの やわらか宅配食	0120-503-999	・7食・14食・21食の弁当を冷凍で宅配 ・ちょっとやわらか、かなりやわらか、ムースの3種類から選択
15	ガストの宅配	0570-024-296	・弁当・総菜を最短30分で自宅にお届け ・配達は1件1,500円以上 *14:00以降の受付なら1,000円以上
16	おかず処こまち	070-5515-4184	・土日祝日は休み ・平日12:00～18:30 ・配達は近所(沢津町)のみ要相談
17	配食のふれ愛 東予店	52-5150	・昼食・夕食の弁当を自宅にお届け ・カロリー食、刻み食、やわらかめ等の対応可 ・一食だけの注文も可、安否確認サービス有り
18	ミールタイム	0120-054-014 03-5249-5091	・常温・冷凍・ヘルシー食・低たんぱく食・パワーアップ食等の対応可 ・まずは電話での会員登録が必要
19	ベルーナ グルメ友の会	問合せ 0120-307-963 注文 0120-582-315	・冷凍のおかずのみ ・1回10食分を月2回お届けする定期コース

買い物

	名称	電話番号	内容・条件等
1	来んかい屋	41-8118	・移動販売
2	フジ移動スーパーおまかせくん	0120-326-600	・移動販売
3	フジネットスーパーおまかせくん	0120-241-924	・ネットスーパー、配達可(14時までの注文で翌日お届け)
4	イオンネットスーパー	0120-586-610	・ネットスーパー、即日配達可
5	生活協同組合コープえひめ	089-931-5201	・カタログ等で注文、週1回配送 ・不在時の対応も可
6	コープ自然派	0120-808-900	・カタログ等で注文、週1回配送 ・不在時の対応も可
7	コープえひめ神郷店	0120-609-477	・定期コースでの送迎サービスあり
8	コープえひめ金子店	0120-608-477	・定期コースでの送迎サービスあり
9	コープえひめ山根店	0120-675-477	・定期コースでの送迎サービスあり

移動・移送

	名称	電話番号	内容・条件等
1	NPO法人倫理生活指導センター (高齢者福祉実践川東センター)	67-1922	・身体障がい者、要支援・要介護認定者で、単独移動が困難な方 ・運賃+乗降介護料
2	福祉タクシーくすの木	090-8944-1713	・障がい者手帳提示で1割引 ・車いす対応車両での移送 ・通院介助も可
3	光介護サービス (ファミリーサービス)	66-1239	・車いす対応車両、寝台車での移送 ・介護認定されていなくても可
4	ライフケア	40-2964	・要介護1以上で乗降介助が必要な方に限る ・付き添いスタッフが必要(要相談) *利用条件有
5	福祉タクシー88	47-8964	・車いす対応車両(但し寝台車は不可)
6	高齢者生活支援サービスごえん	050-3161-4739	・車いす対応車両(但し乗降前後の支援は別途)
7	すまいる	090-4783-3861	・車いす対応車両(但し寝台車は不可)

家事

	名称	電話番号	備考
1	光介護サービス ファミリーサービス	66-1239	
2	ヘルパーステーション ひと	66-2577	

	名称	電話番号	備考
3	悠遊社新居浜事業所	31-8111	
4	ライフケア	40-2964	・同事業所利用者優先
5	訪問介護事業所 ひつじが丘	47-6421	・同事業所利用者優先
6	セントケアにいほま	43-3985	
7	JAえひめ未来 ヘルパーステーション新居浜	47-5900	・同事業所利用者優先
8	ヘルパーステーション 桃花	37-2535	
9	高齢者福祉実践センター	67-1922	
10	指定訪問介護事業所 アソカ園	46-5355	・同事業所利用者に限る
11	東予ケア・サービス	45-3931	
12	ニチイケアセンターたきはま	67-1137	
13	ヘルパーステーション 野の花	65-1058	
14	新居浜シルバー人材センター	33-2400	・個別に対応
15	家事代行サービス「いるかじ」	0120-69-1421	・セイコー不動産
16	銀のいと (新居浜医療福祉生活協同組合)	40-5510	・組合員に限る(依頼時に入会可)
17	生活支援サービス「くらさぼ」 (生活協同組合コープえひめ)	089-931-5230	・組合員に限る
18	高齢者生活支援サービスごえん	050-3161-4739	

訪問理美容

	名称	電話番号	備考
1	出張美容 マコット	090-6881-8277	・完全予約制 ・8:30~17:30 ・日・月定休日
2	訪問美容 トマト	090-2899-5450	・9:00~17:00 ・日曜定休日
3	訪問美容 みずたま	090-4472-4185	・9:00~17:00 ・日曜定休日
4	訪問理容 まごころ	090-6975-0806	・予約受付 9:30~ ・日曜定休日
5	訪問理容 アイカ	090-6286-1714	・まずはお電話で
6	美容室 HAIR HOUSE よし。	66-7737	・まずはお電話で(留守番電話に入れてください)
7	訪問美容 ーアトナー atona	090-2895-0129	・まずはお電話で

理容サービス協力店(*介護保険の利用サービス事業に登録している店舗)

番号	圏域	店名	住所	電話番号	訪問
1	川西	かつとはうすカタカミ1番館	泉池町8-4	34-2567	
2		(有)ヘアーサロンひの ※	泉宮町1-34	33-3057	
3		ヘアー倶楽部別子 ※	一宮町2-1-21	32-5954	
4		ヘアーサロンミヤウチ ※	久保田町2-12-27	33-6888	○
5		hair Dieu(ヘアデュー)	河内町13-22	37-5290	
6		カットサロンジョージ ※	坂井町3-3-45	44-6202	○
7		理容たかはし	坂井町3-6-12	41-1875	○
8		今井美理容館	繁本町9-24	32-2821	○
9		Dブレイク	庄内町3-9-1	32-1871	○
10		メンズグレース	新須賀町3-2-32	33-1174	
11		理容テラオ ※	高木町2-23	33-1167	
12		KIITOS	高木町7-13	32-0307	
13		花園理容院 ※	西町5-10	33-2955	○
14		ヘアーマジックMAN	八雲町6-33	36-2985	
15		SANKARI	平形町4-55	33-9856	○
16		リハツ屋 屯	江口町9-3	090-7578-8199	○
17	川東	エンゼル ※	宇高町4-1-45	32-3141	○
18		ジッピーオブヘアー	郷1-16-45	34-3407	
19		ヘアーデザインイフ	郷1-2-11	33-9070	
20		理容鈴木	郷2-1-5	46-3075	○
21		古結理容院 ※	沢津町2-10-23	32-4947	○
22		サンフラワー	東雲町1-2-18	34-9304	
23		大西理容	松神子2-1-22	090-1322-8885	○
24		ことぶき理容院	松神子3-9-7	46-0844	○
25		ヘアーサロンkazu	松の木町3-25	36-2562	○
26		ヘアードレッシングIMAI	松神子2-2-37	45-0281	○
27		ヘアーズ シュー	松神子4-3-13	45-3498	
28		理容オオノ	南小松原町8-43	37-2631	
29		Hairs刈っ床 ※	宇高町1-1-27	36-0846	○
30		愛媛労災病院美容室 理容あさい	南小松原町13-27	090-8977-4508	○



番号	圏域	店名	住所	電話番号	訪問
31	上部西	理容すみれ	大生院328	44-5433	
32		ヘアーサロンピクニック	土橋2-3-33	44-6837	
33		理容小松	中萩町1-32	41-6543	
34		ヘアーサロンハイゲン	中萩町3-24	41-0151	
35		さんばつ屋のいとう君	中萩町3-48	41-6977	
36		タケダ理容	萩生1339	40-0322	○
37		シザーズハウス	萩生497-7	40-1919	○
38		千代理容院	萩生727-14	41-5311	○
39		近藤理容院	本郷1-10-59	41-0509	○
40		Barber J	本郷3-2-58	080-2992-1790	
41	上部東	ヘアーサロンダンディ ※	喜光地町1-14-14	41-2129	○
42		ヘアーデザインacali	西喜光地町10-24	43-2755	○
43		理容ほりた	北内町1-13-48	43-3018	○
44		理容イオキ	光明寺1-538	40-1059	
45		岡田理容院	西連寺町1-14-39	41-5288	
46		原理髪店	中筋町2-6-60	41-6854	
47		トッテナム・コート	中筋町1-3-36	41-3359	○
48		東田理容院	東田2-1797-1	41-5320	○
49		理容深川	船木2421	40-1492	○
50		ヘアーズmobo	船木甲4705-4	40-8139	
51		ヘアーテックGIGA船木店	船木甲4340-5	40-5678	
52		渡辺理容店	松木町1-9	41-4023	○
53		ヘアーサロン岡野	松木町6-14	43-0077	
54		ヘアーサロンクラウン	松原町10-16	41-5566	
55		ヘアーサロントップ	松原町5-14	41-0851	

※高齢者や障がい者に安心で快適なサービスを提供するために、理容の技術だけでなく、利用者の身体状況や障がいの特性に応じた対応をするための知識や技術を実習習得した理容師がいるお店(ケア理容師)

理美容サービスの、送迎・出張・費用等については、それぞれのお店にお問い合わせください



ごみ出し

問 廃棄物対策課 ☎65-1252

□家庭ごみ「ふれあい収集」事業

ごみステーションへの家庭ごみの持ち出しが難しい方に、個別にて家庭ごみの収集を行います。

- ▶対象者 要支援・要介護認定者、事業対象者、身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A、精神手帳1級または2級を所持されている方、医師の診断書により前記の方と同等の状態と認められる方で、単身世帯または同居者もごみ排出が困難な方
- ▶利用料 無料 ▶提供日 居住地域によって、指定曜日があります。

□大型ごみ収集

大型ごみの戸別収集を行います。専用電話へ申込をしてください。

- ▶対象者 市民一般 ▶利用料 大型ごみ1点につき200円(大型ごみ処理券が必要です)
- ▶予約専用番号 ☎31-5300

車いす貸し出し

問 新居浜市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎32-8129

障がい者福祉センター ☎33-3341

* 但し、申請書の提出が必要です。

一時的に車椅子を貸し出します。

- ▶対象者 市民一般 ▶利用料 無料(原則3ヶ月間まで)

空き家

問 建築指導課 空き家対策班 ☎65-1273

空き家に関する相談はまず下記の窓口へご連絡ください。

相談の内容によってそれぞれの担当課と連携し適切な対応を行います。

その他の困りごと

	名称	電話番号	備考
1	シルバー人材センター	33-2400	ふすま・障子・網戸の張り替え、掃除、庭木の剪定、草刈り・除草等
2	フジのおたすけくん	0120-992-887	障子・襖・畳・網戸の張り替え、庭木の剪定、お墓参り代行、草刈り・草取り、空き家の巡回等
3	東豫建設 しいたけの里	45-0380	草引き
4	セイコー不動産 アキヤバン	0120-69-1421	空き家の管理
5	買取専門店 だめ金	0120-478-477	遺品・生前整理
6	たかだ引越センター ひきトライ	0120-47-2666	ゴミ処理、家電引き取り、遺品・生前整理
7	ゆーとびあ愛媛	0120-59-5374	粗大ゴミ・不用品回収、ハウスクリーニング、遺品整理等
8	ワーカーズコープ 新居浜出張所	32-4304	掃除、外回りの手入れ、不用品処理、お墓の清掃等
9	ライフトータルサポート	090-5718-9305	買い物・片付け・掃除・お墓参りの代行(同行)、空き家管理等
10	ダスキン新居浜支店	0120-41-6616	庭木のお手入れ・剪定、草刈り・草抜き、雑草対策等
11	高齢者生活支援サービス ごえん	050-3161-4739	買い物支援、病院受診、薬の受け取り、お看取り支援、趣味活動、安否確認など
12	ボランティアセンター	65-1009	ボランティア登録者とのマッチング
13	コープえひめ生活支援サービス くらサポ	40-3313	庭の草取り・草刈り、掃除、片付け、お墓の掃除、買い物代行等
14	ベルモニー まごころサポート	0120-979-141	ゴミ出し、家具移動、庭のお手入れ、買い物代行、エアコン・ハウスクリーニング、家のお掃除、不用品の処分等

詳細・費用・条件等については、それぞれの連絡先に直接お問い合わせください



社会参加の場



地域で元気に過ごしたい

□ PPK体操

問 地域包括支援センター ☎65-1245

自治会館などの通いの場で、だれでも無理なくできる体操を行っています。

□ ふれあいいきいきサロン

問 社会福祉協議会 ☎32-8129

手芸・レクリエーション・調理など、各公民館や自治会館で行っています。

□ シニア交流センター

* 詳しくはP16をご覧ください。

各講座やレクリエーションを通して健康づくり・仲間づくりを目指します

□ 老人クラブ

問 老人クラブ連合会 事務局(総合福祉センター内) ☎33-6606

健康増進、地域貢献活動、レクリエーション活動など、地域の高齢者で和気あいあいと活動しています。

働きたい・役立ちたい

問 シルバー人材センター ☎33-2400 ボランティア・市民活動センター ☎65-1009

これまで培ってきた知識・経験・技術を活かし、自分のペースで社会に役立つ活躍をします。

学びたい

問 生涯学習センター ☎33-2991 生きがい創造学園 ☎44-4826

ウイメンズプラザ ☎37-1700 あかがねミュージアム ☎31-0305

「学び」は若さの秘訣です。興味のある講座に参加してみませんか。

シニア交流センター

問 シニア交流センター上部 中筋町1-6-8 ☎43-6338

シニア交流センター川東 八幡2-10-23 ☎32-2134

シニア交流センター川西 滝の宮町3-3 ☎33-5685

毎日の健康体操やサークル活動、各種教室やレクリエーション、健康器具の利用などができます。

- ▶対象者 60歳以上の市民
- ▶利用料 無料 *各種教室などでの材料費は実費
- ▶利用時間 月～土曜日 8:30～16:30

□福祉バスの送迎

各シニア交流センターでは、毎月第2・4週の定期コースの際、福祉バスでの送迎を行っています。

- ▶利用料 無料(事前の登録が必要)

	定期コース
上部	第2・4木曜日(楽レク・ふれあいデー等)
川東	第2・4火曜日(お楽しみ教室等)
川西	第2・4火曜日(わいわいレクデー等)

□健康体操

健康維持と体力増進を目的とした体操を行います。

- ▶対象者 60歳以上の市民
- ▶利用料 無料
- ▶提供日 月～土 9:00～10:00

*人数制限があります。

□サークル活動

上部	日舞、民舞、スクエアダンス、フラダンス、陶芸、カラオケ、園芸、絵手紙、囲碁、将棋、ビリヤード、マットサークル
川東	日舞、カラオケ、陶芸、お手玉、ハーモニカ、ソーイング、ビリヤード、卓球、囲碁、将棋、川柳
川西	日舞、民舞、オカリナ、詩吟、カラオケ、囲碁、将棋、陶芸、社交ダンス、ハーモニカ、書道、琴

*そのほか、各シニア交流センターでは、地域に出向く「出張サロン」も実施しています。

*利用する際は、事前にお問い合わせください。



運転免許自主返納支援制度

問 新居浜警察署 交通課 ☎35-0110 危機管理課 ☎65-1282

高齢者が運転免許を自主的に返納し証明書が交付されると、商店・一部公共料金・公共交通機関等の割引などの支援が受けられます。

- ▶ **対象者** 免許証の有効期限が切れていない方で、自ら運転免許証の取消を申請された市民
- ▶ **利用料** 無料(申請手数料1,100円と簡易書留代を新居浜市が助成)

□ 運転免許証自主返納の流れ

① 新居浜警察署に行く

- ▶ **受付時間** 8:30～16:00(平日のみ)

- ▶ **必要なもの** 有効な運転免許証、認印(シャチハタは不可)、写真1枚

* 写真は6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景で縦3cm、横2.4cmの運転免許証サイズのもの。安全協会(警察署内)での撮影も可(有料、12:00～13:00を除く)。

車に乗っていったらいかんよ。
帰り、無免許運転になるけんね。



② 免許証の自主返納と運転経歴証明書の交付申請を行う

同時に運転経歴証明書の交付申請を行うと、交付手数料・郵送料を新居浜市が負担。

③ 運転経歴証明書が後日郵送で送られてくる

- ▶ **その他、自主返納を証明するもの**

- ・ 取消通知書 自主返納した際に渡される書類
- ・ 旧免許証 自主返納の際に渡される穴をあけた運転免許証

* 運転経歴証明書の提示で市内路線バス・おでかけタクシーの運賃が半額になります。

「運転経歴証明書」は写真付きの身分証明書になるし、この証明書の提示でのみ受けられるサービスもあるけん、持っとったほうがえんじゃないで?



地域福祉バス

問 新居浜市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎32-8129

福祉団体等の研修等を目的として運行します。

- ▶ **対象者** 登録団体(事前に登録が必要です)
- ▶ **利用料** 市内は無料 市外は高速料金等の負担あり

おでかけタクシー

問 地域交通課 ☎66-7010

利用者の電話予約に応じて、タクシーが自宅から運行エリア内の乗降場所まで同じ時間帯の便の利用を希望した方と乗り合いで送迎します。

- ▶ **対象者** 市内(別子山地区を除く)にお住まいで、自宅から最寄りのバス停留所までの直線距離300mを超える方、またはバスの利用が困難な方(どちらも事前登録が必要です)
- ▶ **利用料金** 片道1回 500円
(身体障がい者手帳や運転経歴証明書等の提示で利用料金が半額になります。)

* 詳細は新居浜市ホームページをご覧ください。担当課までお問い合わせください。



家具等固定加速化の支援

問 危機管理課 ☎65-1282

地震発生時の被害を軽減するため、住居の家具の固定金具等の購入及び設置費用の補助を行います。

▶対象世帯 新居浜市の住民基本台帳に登録されている方で、かつ、市税等の滞納がない世帯

*利用料や申請書類等の詳細については、危機管理課に直接お問い合わせください。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

問 危機管理課 ☎65-1282

災害が発生、または発生するおそれがある場合に、自力避難が困難な方のうち、支援が必要な方(避難行動要支援者)の避難支援に役立てるための避難行動要支援者名簿を作成します。

- ▶対象者 ①要介護度3以上の方 ②身体障がいの程度が1～2級の方
③精神障がいの程度が1～2級の方 ④知的障がいの程度がA判定の方
⑤75歳以上の高齢者のみの世帯 ⑥その他災害時等において特に支援を必要とする方

▶利用料 無料

*避難行動要支援者名簿に登録した方は個別避難計画も作成し、平常時からの防災活動や災害時の避難支援等に備えましょう。

救急医療情報キット(命のボタン)

問 消防本部 警防課 ☎34-0119

「かかりつけ医」の医療情報や「診察券(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくものです。

- ▶対象者 ①65歳以上の独居高齢者 ②身体障がい者(1・2級)で独居の方 ③聴覚障がい者
④75歳以上の高齢者世帯 ⑤健康上の不安を抱えている者がいる世帯

▶利用料 無料

▶配布場所 新居浜北消防署 新居浜北消防署川東分署 新居浜南消防署



見守りに役立つ社会資源(一例)

令和6年12月現在

名称	連絡先	内容	備考
民生児童委員	新居浜市役所地域福祉課 ☎65-1237	地域での生活上の問題の相談に応じ、助言等を行います。	
見守り推進員	新居浜市社会福祉協議会 ☎32-8129	安全確認の必要な概ね70歳以上の独居の方に対し、見守りや安全確認を行います。(一定の条件あり)	
①みまもり訪問サービス ②みまもり電話サービス	☎0120-232-886 お近くの郵便局 新居浜郵便局 ☎32-2300	①月1回、郵便局社員等が直接訪問し、ご家族等へ報告します。 ②毎日電話(自動音声)で体調確認し、ご家族等へメールで報告します。	①②のセットや、かけつけサービスのオプションもあり
定期訪問型 見守りサービス	うららか福祉サービス㈱ ☎32-3337	月1回スタッフが訪問し、健康状態の確認や相談を受け、ご家族等へメールで報告します。	
きずな電話	株式会社エイジプラス ☎0120-109-279 ☎06-6920-3303	毎日同じ時間に自動音声の確認電話がかかり、結果を家族にメールでお知らせします。	毎日コースと週1回コースがあります
ごえん	高齢者生活支援サービス ごえん ☎050-3161-4739	依頼に応じスタッフが自宅を訪問、声掛け・健康確認を行い、家族等に電話かメール等で報告します。	定期訪問でも単発でも可
ココセコム	セコム ☎0120-756-892	端末所有者が通報ボタンを押すと、位置情報を確認し、必要に応じてスタッフが駆け付けます。(屋外用)	
親の見守りプラン		生活動線にセンサーを設置、一定期間動きがない場合や、本人が通報ボタンを押した場合、必要に応じてスタッフが駆け付けます。(屋内用)	月々の利用料の他、初期費用等が必要
まもるっく(屋外用)	総合警備保障株式会社 (アルソック) ☎0120-39-2413	端末所有者が緊急通報したり、遠方の家族からの依頼が入ると、スタッフが駆け付けます。	月々の利用料の他、初期費用等が必要
みまもりサポート(屋内用)		通報ボタンを押すとスタッフが駆け付けます。相談ボタンでヘルスケアセンターのスタッフにつながり体調についての相談ができます。	
クロネコ見守りサービス	申込、問合せ等はヤマト運輸公式HPから	ハローライト電球を設置すると、電球のオン・オフで異常を感知、家族にメールで知らせます。家族の依頼でスタッフが自宅へ訪問します。	初期費用無料
愛のひと声運動 見守りサービス	愛媛新聞販売所協同組合 ☎089-904-4394	配達員が異常を察知したら、担当の販売所から安全の確認のため自宅を訪問、異常があれば緊急連絡先に報告します。	愛媛新聞の読者サービスで、事前の登録が必要
配食	倫理生活指導センター ☎67-1920 宅配クック123 ☎33-0123 まごころ弁当 ☎47-0142 配食のふれ愛 東予店 ☎52-5150	食事(お弁当)をご自宅にお届けの際、安否確認を行い、なにか異常があればご家族や緊急連絡先等へ連絡します。	*詳細はそれぞれの連絡先にお尋ねください。

安心・安全



認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、温かく応援する支援者を増やしていきます。

▶対象者 市民一般

▶利用料 無料

*講座をご希望の方は窓口までお問い合わせ下さい。

認知症高齢者見守りSOSネットワーク

①認知症の人が徘徊により行方不明になった場合、協力機関や協力者のネットワークにより、捜索協力を行います。

②認知症により行方不明の可能性のある人は事前登録ができます。

▶対象者 市民一般、協力機関





介護者慰労金支給事業

重度の介護を要する高齢者の方を、在宅で介護している方に慰労金を支給します。(10月・4月の年2回)

- ▶ **対象者** 重度の介護を要する高齢者を在宅で介護している方で、高齢者、介護者ともに市民税非課税世帯の方

紙おむつ支給事業

重度の介護を要する高齢者の方を、在宅で介護している方に紙おむつを現物支給します。(所得要件あり)(9月・3月の年2回)

- ▶ **利用料** 無料

理美容サービス事業

重度の介護を要する高齢者の方を、在宅で介護している方に訪問理美容利用券を送付します。(所得要件あり)

- ▶ **利用料** 無料



生活の補助 (身体障がい者手帳をお持ちの方)



居宅生活動作補助用具(住宅改修)

問 地域福祉課 ☎65-1237

20万円を限度に住宅の段差解消や手すりの設置などを行います。

- ▶ **対象者** 在宅の重度身体障がい者(等級による)
難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある方
*ただし、介護保険優先のため、介護保険該当者は対象外
- ▶ **利用料** 課税世帯は1割負担、非課税世帯は無料

日常生活用具

問 地域福祉課 ☎65-1237

日常生活がより円滑に行われるために日常生活用具を給付、貸与します。

- ▶ **対象者** 障がい部位の手帳を持っている方及び難病等の方
- ▶ **利用料** 基準額の1割負担(非課税世帯は無料)

補装具の給付・修理

問 地域福祉課 ☎65-1237

視覚障がい者用安全杖、補聴器、下肢装具などの給付・修理を行います。

- ▶ **対象者** 障がい部位の手帳を持っている方及び難病等の方
- ▶ **利用料** 基準額の1割負担(非課税世帯は無料)

上記の3項目は介護保険が優先になります。また支給要件がありますので、必ず地域福祉課窓口にご相談ください。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

問 [市外派遣] 地域福祉課 ☎65-1237

[市内派遣] 障がい者福祉センター ☎33-3341

聴覚・言語機能に障がいのある方の社会参加を促進するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

- ▶ **対象者** 聴覚障がい者・難聴者など、手話通訳及び要約筆記を必要とする方
- ▶ **利用料** 無料



移動支援事業

問 地域福祉課 ☎65-1237

屋外での単独行動が困難な障がいのある方に対し、社会参加のための外出時の移動を支援します。

- ▶ 対象者 障がい者等移動支援利用者証の交付を受けている方
- ▶ 利用料 無料

* 障がい者等移動支援利用者証は、全身性障がい、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特殊の疾病に該当する方で、申請が必要です。

手話通訳者の設置

問 地域福祉課 ☎65-1237

市役所内の申請、協議、依頼などの手続きを手話通訳者がお手伝いします。

- ▶ 対象者 手話通訳を必要とする方
- ▶ 利用料 無料

声の市政だより

問 障がい者福祉センター ☎33-3341

市政だよりの内容を、テープ・CDに録音または点訳し、発送します。

- ▶ 対象者 視覚障がい者
- ▶ 利用料 無料

声の図書室

問 障がい者福祉センター ☎33-3341

小説などを録音または点訳したテープ・CD・点訳本を貸し出します。

- ▶ 対象者 視覚障がい者
- ▶ 利用料 無料

点字郵便料金の免除

問 各郵便局

視覚障がいのある方が出す郵便物(点字のみ)の料金が免除されます。

- ▶ 対象者 視覚障がい者
- ▶ 利用料 無料



国民健康保険制度

問 国保課(国保) ☎65-1230

国民健康保険制度が適用されます。

- ▶対象者 国民健康保険に加入している方
- ▶利用料 69歳まで3割負担
70歳～74歳まで世帯の所得状況に応じて2～3割負担

後期高齢者医療制度

問 国保課(後期高齢者医療) ☎65-1170

後期高齢者医療制度が適用されます。

- ▶対象者 75歳以上の方及び65歳～74歳の一定の障がいのある方
- ▶利用料 世帯の所得状況に応じて1割～3割負担

高額療養費の支給

問 各医療制度の担当窓口

同一世帯で同じ月に払う医療費自己負担分が高額になった時に、加入保険より一部支払われます。

- ▶対象者 医療保険に加入している方
- ▶利用料 決められた自己負担額を超えた分が払い戻されます。

入院時の食事代標準負担

問 各医療制度の担当窓口

入院時の食事代は、決められた負担額以外は、加入保険より支払われます。

- ▶対象者 医療保険に加入している方
- ▶利用料 所得により1食の料金が決まります。

自立支援医療(更生)

問 地域福祉課 ☎65-1237

障がいを軽くしたり、機能回復のために、特定の病院で医療を受けられるように支援します。

- ▶対象者 身体障害者手帳を所持されている18歳以上の方で、対象医療行為該当者
- ▶利用料 自己負担1割(所得により限度額あり)

自立支援医療(精神通院)

問 地域福祉課 ☎65-1237

精神の疾病で通院している方の医療費の自己負担分の一部を公費で負担します。

- ▶対象者 精神疾病(うつ病・てんかん・統合失調症・認知症など)で通院している方
- ▶利用料 自己負担1割
(所得により限度額あり)

重度心身障がい者医療

問 地域福祉課 ☎65-1237

重度の障がいのある方の医療費(自己負担分)を公費で負担します。

- ▶対象者 ①身体障害者手帳1・2級
②療育手帳A級
③身障手帳3～6級で、かつ療育手帳B級

在宅歯科医療

問 在宅歯科医療連携室(新居浜市歯科医師会)

☎40-9900

高齢や病気などで歯科医院へ通うことができない方に、在宅歯科診療、口腔ケア指導等を紹介します。

- ▶対象者 高齢や病気などで歯科医院へ通うことができない方
- ▶利用料 治療費(交通費が実費必要な場合あり)



特定健康診査

問 国保課 ☎65-1219

生活習慣病を予防することを目的に健康診査を行います。

- ▶ **対象者** 40～74歳までの新居浜市民で国民健康保険に加入されている方
- ▶ **利用料** 無料

後期高齢者健康診査

問 国保課 ☎65-1170

生活習慣病の予防、早期発見のため個別健康診査を行います。

- ▶ **対象者** 後期高齢者医療被保険者
(75歳以上の方及び、65～74歳で一定の障がいのある方)
- ▶ **利用料** 無料
* 受診券が必要です。国保課までお申し込みください。

成人歯周病検診

問 保健センター ☎35-1070

市内の委託歯科医療機関において、歯科検診を実施します。

- ▶ **対象者** 20歳、30～74歳の市民
- * 20歳、30歳：年度末年齢 74歳：受診日年齢
(治療中の方は除きます)
- ▶ **利用料** 無料
- ▶ **実施期間** 7月～10月

一日人間ドック

問 新居浜市医師会 ☎33-2641

心臓病・がんなど生活習慣病の早期発見をするために、諸検査を行います。

- ▶ **対象者** 年度末年齢40歳以上の市民
- * 国保被保険者、後期高齢者医療被保険者およびその他の保険加入者のうち健診を受ける機会のない人
- ▶ **利用料** 自己負担13,000円
- * 事前に予約が必要です

がん検診

問 保健センター ☎35-1308

がんの早期発見のために、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん等の各種がん検診を行います。

- ▶ **対象者** 検診の種類によって年齢が異なります。
- ▶ **利用料** 検診の種類によって自己負担金が異なります。
- * 事前に予約が必要です。

後期高齢者歯科口腔健康診査

問 愛媛県後期高齢者広域連合 ☎089-911-7739

加齢に伴う口腔機能低下を予防することを目的に、県内の登録医療機関において歯科検診を実施します。(施設入所中の方、治療中の方は除く)

- ▶ **対象者** 後期高齢者医療保険加入者
- ▶ **利用料** 無料
- * フォーボン券が必要です。



特定保健指導

問 国保課 ☎65-1219

保健師・栄養士などがライフスタイルに合わせた生活習慣の改善をサポートします。

- ▶ **対象者** 特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム等に該当した方
- ▶ **利用料** 無料

健康手帳の交付

問 保健センター ☎35-1070

日頃の健康状態を記録し、健康管理するための手帳を交付します。

- ▶ **対象者** 市民一般
- ▶ **利用料** 無料
- ▶ **配布先** 保健センター、国保課、各公民館、各支所

訪問指導

問 保健センター ☎35-1070

生活習慣病予防のために家庭を訪問し、生活改善を支援します。

- ▶ **対象者** 市民一般
- ▶ **利用料** 無料

健康相談

問 保健センター ☎35-1070

保健師・栄養士・歯科衛生士が相談に応じます。

- ▶ **対象者** 市民一般
- ▶ **利用料** 無料 *事前に予約が必要です。

食生活改善推進協議会地区組織活動

問 保健センター ☎35-1070

食育や健康づくりのための講習会および栄養実習を行います。

- ▶ **対象者** 市民一般
- ▶ **参加料・実施日** 窓口までお問い合わせ下さい。



生活(金銭管理等)



生活福祉資金貸付事業

問 新居浜市社会福祉協議会
権利擁護課 ☎47-4976

資金の貸付と相談支援が一体となって、世帯の問題を解決し、家計の回復や自立をめざす制度です。

▶対象者 低所得者・障がい者世帯・高齢者世帯(要相談)

*利用には要件、審査があります

▶貸付利子 条件により無利子

生活保護

問 生活福祉課 ☎65-1240

国が経済的に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障する制度です。

▶対象者 生活に困窮している国民

▶扶助費 最低生活に足りない分について支給されます。

心身障がい者扶養共済制度

問 地域福祉課 ☎65-1237

障がい者の保護者が生存中に保険料を納付し、保護者に万一のこと(死亡・重度障害等)があった場合に障がい者に終身年金が支給されます。

▶対象者 障がい者の保護者

▶利用料 保護者の年齢や課税状況に応じて

福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

問 新居浜市社会福祉協議会
権利擁護課 ☎47-4976

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常的な金銭管理のサービス
- ③書類等のお預かり

▶対象者 福祉サービスの契約を行う事が不安な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など

▶利用料 1時間まで1,000円
(1時間を超える場合は30分ごとに500円加算)
生活保護の方は無料

消費者トラブルの相談

問 消費生活センター ☎65-1206

消費者ホットライン(全国共通) ☎188

消費生活に関連した様々な相談や疑問に対してアドバイスや情報提供を行います。

- ①訪問販売
- ②通信販売
- ③電話勧誘販売
- ④インターネットトラブル
- ⑤借金返済・多重債務
- ⑥架空請求 など

*相談は無料、秘密は厳守します。

成年後見制度利用の相談

問【成年後見支援センター】

介護福祉課(事務局) ☎65-1241

地域包括支援センター ☎65-1245

地域福祉課 ☎65-1237

社会福祉協議会 権利擁護課 ☎47-4976

えひめ権利擁護センター新居浜 ☎27-6843

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々の生活や権利を守るため、成年後見制度について相談に応じます。





おくやみコーナー

窓口：市民課 ☎65-1232

死亡届を出されたあとに市役所で必要となる諸手続きについて案内します。

▶対象者 市民一般(予約優先)

葬祭費の支給

窓口：国保課 ☎65-1230(国保) ☎65-1170(後期)

被保険者が亡くなった時、葬儀を行った喪主の方に対して、2万円が支給されます。

▶対象者 市民一般





相談窓口一覧



相談名	相談内容	日時	問い合わせ
市民相談	遺産相続、夫婦関係など日常生活での悩み事や問題の相談に応じます	月～水、金 (祝日を除く) 8:30～17:15	市役所2階 市民相談 ☎65-1204
消費生活相談	契約に関するトラブルや多重債務など消費生活全般の相談に応じます	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15	市役所2階 消費生活センター ☎65-1206
消費生活法律相談	多重債務をはじめとした消費生活関連のトラブルについて弁護士や司法書士が相談に応じます	要予約	市役所2階 消費生活センター ☎65-1206
行政相談	官公庁に関する意見や要望について相談に応じます	指定日	愛媛行政監視行政 相談センター ☎089-941-7701
法律相談	法律に関する問題について弁護士が相談に応じます	要予約	市役所2階 市民相談 ☎65-1204
法律相談	法的トラブルについての相談に応じます	月～金(祝日を除く) 9:00～17:00	日本司法支援センター 「法テラス愛媛」 ☎050-3383-5580
くらしの総合相談 支援窓口	日常の悩みごとの他、借金、失業、子育て、介護などの相談に応じます。	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15	新居浜市社会福祉協議会 権利擁護課 ☎47-4976
登記・遺言・土地家屋 調査相談	司法書士、土地家屋調査士が相談に応じます	指定日	
社会保険相談	年金の手続きなどについて社会保険労務士が相談に応じます	指定日	
精神障がい者 家族相談	精神に何らかの障がいがある人の家族からの相談に応じます	指定日	
難病医療相談	難病の患者やその家族の福祉サービスの相談に応じます	要予約	西条保健所 ☎56-1300
人権相談	人権に対する悩み事の相談に応じます	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 要予約	市役所5階 人権擁護課 ☎65-1243

相談名	相談内容	日時	問い合わせ
こころの相談	こころの問題などについて保健師が相談に応じます	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 面接相談要予約	新居浜市保健センター ☎35-1070
アルコール等の 依存症に関する相談	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に関する相談に応じます	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 面接相談要予約	心と体の健康センター ☎089-911-3880
宅地建物取引相談	不動産についての相談に応じます	第3水曜日 10:00～13:00	愛媛県宅地建物取引業協会 新居浜地区連絡協議会 ☎34-8424
特別暴力相談	暴力団からの不当な要求や嫌がらせについての相談を受けます	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15	(公財)愛媛県暴力 追放推進センター ☎089-932-1893
犯罪被害者相談	犯罪の被害にあった時の警察にかかわる相談を受けます	24時間受付	警察本部総合相談電話 ☎089-931-9110
	犯罪や交通事故などの被害者や家族に対して電話を通じて精神面から支援します	火～土(祝日を除く) 10:00～16:00	公益社団法人 被害者支援センターえひめ ☎089-905-0150
交通事故相談	交通事故による被害者やその家族の損害賠償の相談に応じます(要予約)	『相談員対応』 (土日祝を除く) 9:00～16:00 (水は15:00) 受付は15:00まで (水は14:15まで)	愛媛県交通事故相談所 ☎089-941-1111
		『弁護士相談』 原則、第1・3金曜日 13:00～14:00	
女性相談	女性の悩みや家庭内の子育ての悩みなどに応じます	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15	市役所1階 こども未来課 ☎65-1571 保健センター ☎35-1101
		*毎週水曜日(祝日を除く)9:00～16:00はウイメンズプラザでも実施しています(要予約)	
女性の職業生活 家庭生活相談	職業生活・家庭生活の相談に応じます	毎週土曜日 13:00～17:00	ウイメンズプラザ ☎37-1116(相談専用) 男女参画・市民相談課 ☎65-1233(予約)



相談名	相談内容	日時	問い合わせ
DV(ドメスティックバイオレンス)被害者相談	DVの被害に関する相談に応じます	月～金(祝日を除く) 8:30～17:00 (要予約)	新居浜市配偶者 暴力相談支援センター ☎65-1480
障がい(児)者 相談支援	在宅で生活している障がい者やその 家族の方からの相談や必要な福祉 サービスが受けられるように相談に 応じます	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15	新居浜市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所 ☎37-0702
		月～金(祝日を除く) 8:45～17:15 土(祝日を除く) 8:45～12:30	障がい者生活支援センター あゆみ苑 ☎33-4655
		月～金(祝日を除く) 8:30～17:15	生活支援センターわかば ☎66-8800
		月～金(祝日を除く) 8:30～17:00	指定相談支援事業所 まごころの会 ☎47-6682
		月～金(祝日を除く) 9:00～17:00	指定特定・障がい児相談支援事業所 まさき育成園 ☎41-6191
		月～金(祝日を除く) 8:30～17:00	相談支援事業所 どんでんどん ☎40-8716
障がい者虐待相談	障がい者の虐待に関する通報や届 出、支援などの相談に応じます	月～金(祝日を除く) 9:00～17:00	えひめ権利擁護センター 新居浜 ☎27-6843
愛媛いのちの電話	生活の困難やこころの危機を抱えな がら誰にも相談できず悩んでいる方 の相談に応じます	毎日 12:00～24:00	社会福祉法人 愛媛いのちの電話 ☎089-958-1111
介護に関する相談	高齢者とその家族の心配ごとや悩み ごとについて相談に応じます	月～金(祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00 (要予約)	愛媛県高齢者相談センター ☎089-921-8789
任意後見制度	将来、判断能力が不十分になったと きに備え、後見人になってもらいた い人物と契約を結んでおく、任意後 見制度について相談に応じます	新居浜公証役場 ☎35-3110	





バリアフリーリフォームのコツ



負担の少ないうちに老後を考えるリフォーム

少子高齢化の日本においてバリアフリーの必要性はますます高くなっています。健康なうちは必要になってから実施すればよいと考えがちですが、バリアフリー化を進めることで未然の事故防止につながり家族の健康な時間を延ばすことができます。

バリアフリー工事の基本

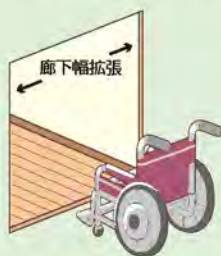


◀てすりの設置

移動のときの転倒防止やつかまり立ちの補助具となります。主要な設置場所はトイレ、浴槽、廊下、玄関など。バリアフリーリフォームの中でも比較的容易な部類です。

段差解消▶

つまづきによる転倒防止や車椅子などの移動が容易になります。敷居を低くしたり、スロープを設置するなどして各部屋や玄関から道路までの段差を解消します。



◀廊下幅の拡張

車椅子の通行やてすりの設置を考慮して十分廊下幅を確保しましょう。工事は間取りの変更をともなう大規模なものになりがちです。



そのてすりは今必要？ 将来に備えて下準備



今現在考えつく、完全なバリアフリー化をただちに行うのは得策とはいえません。例えば通路の両側にてすりを設けたのに車椅子が通れなくなって外さざるを得なくなる…ということもあります。

重要なのは将来の様々な状況に対して、対応できるよう、下準備を整えておくことです。「壁紙の張り替えのとき壁面にてすり用の補強材をいれておく」など、しっかりと下準備を整えておくことでその時になってあわてることなく対応できるというものです。



トピックス バリアフリーリフォームへの支援

介護保険制度では、要介護者が居住する住宅にバリアフリーリフォームを行う場合、費用のうち20万円までについてその9割(18万円)を補助してくれる場合があります。また各自治体によっても様々な支援制度を設けているケースがあります。補助の対象となる工事は決まっていますので、事前にケアマネージャー(介護支援専門員)などに相談しながら計画しましょう。



※掲載の記事に関しましては、一般的な見解を示したものであり、全てのケースにあてはまるものではありません。







介護の知識 ～介護予防について～

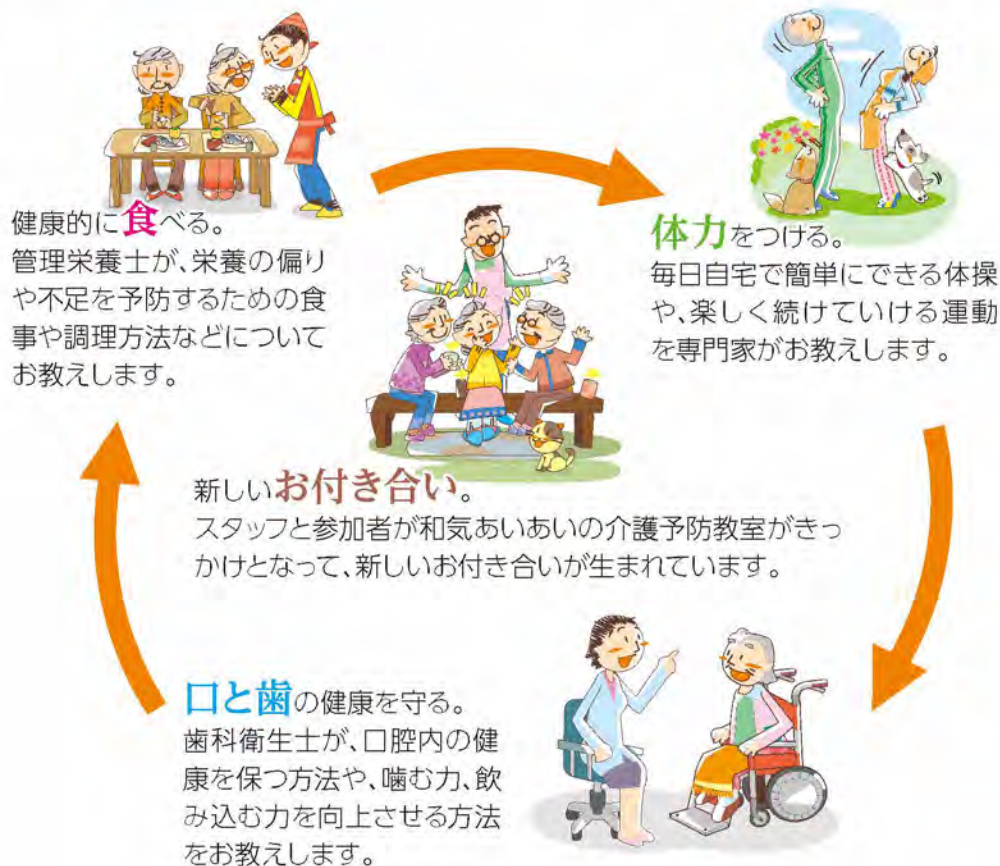
「介護予防」とは、介護が必要な状態にならないために、心身の衰えを予防・回復しようという取り組みをいいます。その中心となるのが各市町村にある「地域包括支援センター(※)」です。特に心身の衰えが認められる方には、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどの専門職が、それぞれの方の状態に合わせて、①運動器の機能向上、②口腔機能の向上、③栄養改善などの介護予防ケアプランをつくって、自立した生活に向けて支援を行っています。

(※)市町村によって独自に名称をつけているところもあります。



地域包括支援センターでは、「体力をつける」「口と歯の健康を守る」「健康的に食べる」ことなどを目的に、地域で行われている、個人個人の体力や状態に合わせた、介護予防教室や個別指導などを紹介しています。

体を動かせば食欲がわきます。しっかり食べることができれば楽しみも増し、栄養が体にいきわたり体力もつきます。体と心の元気の源です。スタッフや参加者同士、いろいろな人との出会いが新しい発見となり、これからの生活の生きがいとなっていきます。



体の衰え健康チェック

☒ たとえばこんなことに思い当たったら、地域包括支援センターにご相談ください。

- | | |
|---|--|
| ☐ 外出が面倒になってきた。 | ☐ お茶や汁物などでむせることが多い。 |
| ☐ 日用品の買い物をしなくなった。 | ☐ 体重が減少してきた。 |
| ☐ 階段を昇るのに手すりや壁につかまる。 | ☐ 近所付き合いが減ってきた。 |
| ☐ 歩くことが少なくなった。 | ☐ 気分が落ち込み、楽しめない。 |
| ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくい。 | |



シルバーくらしの手引き

令和7年5月発行

発行

新居浜市／株式会社サイネックス



新居浜市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 山陽支店

〒720-0812 広島県福山市霞町1-8-15

TEL.084-982-5557

※掲載している広告は、令和7年4月現在の情報です。

※この冊子のイラストの一部には経済産業省のウェブサイトで公開されているものを使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

